

2010年7月23日

「こんにゃく入りゼリー」に関する提言発表についての意見

消費者委員会委員 佐野真理子

消費者委員会の委員の一人として、当委員会で議論された提言については賛成します。しかし、本来は一週間前の7月16日に提起されるべき建議が当日見送られたこと、建議ではなく提言となったこと、一週間の新たな検討経過の中でなお、事故防止へ向けた基本的改善措置へのアプローチに懸念が残ること、などの点から、消費者行政を監視し、独立して職権を担うことを付託された委員としての責務を踏まえ、意見を表明します。

こんにゃく入りゼリー事故への対応は「すき間事案」であることが消費者庁及び消費者委員会の設置段階で確認されていました。すき間を埋める法的整備へ向けた今回の提言は大きな意義を持ちます。

しかし、重要なのは、いつ事故が発生してもおかしくない状況にあることです。10年以上にわたり事故情報を収集し、事故の原因究明テストを実施してきた国民生活センターは、現在もなお「事故発生の可能性は否定できない」と指摘しています。実際今年4月には、消費者庁に危険情報（ヒヤリハット）が通報されていました。にもかかわらず同庁はその情報を精査していません。法的解釈の議論は最低限必要ですが、今回の場合はその上で、緊急性の観点からの思い切った判断が消費者委員会はじめ食品安全を担うすべての行政機関に求められています。

消費者庁はミニカップタイプのこんにゃく入りゼリーについて「消費安全性を欠く」と認め、事業者に物性・形状について改善を求める意向を表明しています。「消費安全性を欠く商品」なのに、消費者安全法を発動できない理由として同庁は「切迫した状況にないため」としています。しかしヒヤリハット情報の精査もせずに、また加工食品には事故情報の報告義務がなく情報の一元的集約が不十分なままなのに、この判断は甘いものと考えます。ミニカップタイプのこんにゃく入りゼリーは、いったん事故が発生すると、もちやあめよりも被害が重大化することを消費者庁は認めています。事業者に商品の改善を要請しても、改善されるまでの間旧商品が販売されつづけるのなら、事故防止への効果はありません。販売自粛要請も同時に要請すべきです。これらを踏まえるなら、消費者安全法に基づく規制措置発動こそ求められます。

リスク評価をしてもなお、リスクに不確実性がある場合、precautionary principle（慎重なる対応の原則）に基づくルール化を検討し、そのルール化へむけた整備を、行政・専門家だけではなく、消費者、被害者・遺族などを交えて検討していくべきです。このprecautionary principleの欠落が安全行政に長い間「すき間」を生じさせてきました。物性・形状に不安のある新しい食品は今後も市販されてきます。こんにゃく入りゼリー事故は氷山の一角であり、重大事故の根絶へ向けたこれら原則的対応への着手を求めてやみません。

以上